

町内中小企業者への助成制度を紹介します

問 産業課 商工観光係 ☎62-9228

■富士見町工業振興条例による補助金

【工業者】 日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む(営もうとする)個人、法人、又は中小企業団体

事業名	対象事業及び指定基準	補助率等	限度額
町外工業者施設新設事業	町外の工業者が町内に施設を移転新設する事業 投下固定資産総額2,000万円以上でかつ常時使用する従業員が10人以上であるもの	投下固定資産総額の100分の5以内ただし、新規常用雇用がない場合は補助率50/100	1,000万円
町内工業者施設移転新設事業	町内の工業者が町内の施設を移転新設する事業 投下固定資産総額500万円以上でかつ常時使用する従業員が2人以上であるもの		
町内施設増設事業	町内にある施設に隣接し又は接続して増設する事業 投下固定資産総額500万円以上でかつ常時使用する従業員が2人以上であるもの		
町内施設改善事業	町内にある施設を改善する事業 投下固定資産総額500万円以上でかつ常時使用する従業員が2人以上であるもの		
中小企業高度化事業	中小企業事業団法施行令第3条に規定する事業又はこれに準ずるもので町長が認める事業 投下固定資産総額2,000万円以上でかつ常時使用する従業員が2人以上であるもの		
公害等防止施設事業	上記以外で公害等防止施設を設置する事業 投下固定資産総額100万円以上のもの	投下固定資産総額の10/100以内	800万円
工場等用地取得事業	町内(富士見高原産業団地を除く)に工場等を設置する用地を取得する事業 町工業振興上適当と認められるもので、取得する土地の面積が600㎡以上であることかつ取得から2年以内に当該用地において操業を開始するもの	取得価格の30/100 用地の取得から当該工場等を2年以内に建設し操業したときに交付する ただし、新規常用雇用がない場合の補助率は50/100とする	500万円
富士見高原産業団地用地取得事業	富士見高原産業団地の用地を取得する事業 町工業振興上適当と認められるもの	取得価格の20/100 3年間に分割して交付	1億円
人材育成・職業訓練等事業	工業者が行う人材育成のための事業又は個人が就業を目的とする職業訓練等を行う事業 町工業振興上適当と認められるもの	授業料の1/2以内(就学年ごと)	-

■富士見町商業振興条例による補助金

【商業者】 下記a～dの要件を満たすもの

- 町内に指定施設を設置するものであること
- 都市計画法第59条の規定による都市計画事業の認可等を受けた事業及び町が計画した公共事業に抵触しないこと
- 常時従事する者が2人以上であること
- 店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第3条に規定する面積以下であること

事業名	対象事業	補助率等	限度額
高度化事業施設	中小企業団体が行なう集団化事業により設置する施設で、投下固定資産総額が2,000万円以上のもの	中小企業の高度化を図るために施設設置に要する投下固定資産総額の5/100以内	200万円
商店等近代化施設	商業者の施設で店舗を設置するに伴い、その業務をおこなうために直接必要とする投下固定資産総額が200万円以上のもの	商店の近代化を図るための店舗の設置に要する投下固定資産総額の5/100以内	

【建設業者】 下記a、bの要件を満たすもの

- 町内に指定施設を設置するものであること
- 常時従事する者が2人以上であること

事業名	対象事業	補助率	限度額
総合工事業	日本標準産業分類に定める一般土木建築工事業から建築リフォーム工事業までとし、常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上のもの	5/100以内	100万円
職別工事業	日本標準産業分類に定める大工工事業から塗装工事業までとし、独自で開発した製品以外の既製品・木材を購入し、又は加工した製品を他社へ卸売をせず、個人との請負契約により工事を行う事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上のもの	5/100以内	
設備工事業	日本標準産業分類に定める設備工事業とし、主として電気工作物、空調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備を自己又は下請として設備の一部を構成する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上のもの	5/100以内	

■富士見町中小企業振興資金斡旋に関する条例及び利子補給金交付要綱による支援

中小企業者に対し、必要な資金を予算の範囲内で長野県信用保証協会並びに町内金融機関による協調融資を行っています。なお、斡旋を受ける方については、一定の要件を備えている必要があります。詳しくはお問い合わせください。